

大谷東小学校後援会慶弔規程

第1条 本会の歩みとその発展を願って、慶弔規程を定める。

第2条 役員に関する規程

- 1 会長が退任の場合、感謝状並びに記念品を贈る。
- 2 役員が、疾病または負傷のため1ヶ月以上病床にある場合、また、入院2週間以上にある場合は、5,000円の見舞金を贈る。
- 3 役員が死亡した場合、10,000円の香料と生花1基を贈り弔意を表す。

第3条 学校職員に関する規程

- 1 職員が転出、退職の場合、勤続1年から3年は一律3,000円とし、4年目より1年増すごとに1,000円を加算し、餞別を贈る。ただし、端数6ヵ月をもって1年とする。
- 2 職員が結婚した場合、祝金5,000円を贈り祝意を表す。
- 3 職員が、疾病または負傷のため1ヶ月以上病床にある場合、または、入院2週間以上にある場合には5,000円の見舞金を贈る。
- 4 死亡した場合、生花1基を贈り弔意を表す。

第4条 本規程に準じる事項が生じた場合、役員会の協議によって決める。

第5条 第2条、第3条、第4条の返礼は受けない。

第6条 本規程を実施する経費は、後援会の予算をもってあてる。

付則

- 1、2、3、4は省略
- 5 昭和60年4月20日一部改正
- 6 平成13年4月21日一部改正
- 7 平成16年4月14日一部改正
- 8 平成23年4月29日一部改正
- 9 平成24年4月21日一部改正
- 10 令和7年3月18日一部改正